

枕崎市移住者住宅確保支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市に移住を希望する者の住宅希求に対応し、定住化の促進と地域活性化を図るため、市内において住宅の取得等を行う移住者に対し、市が予算の範囲内において枕崎市移住者住宅確保支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、枕崎市補助金等交付規則（平成3年枕崎市規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 定住のため本市に転入する者で、当該転入日前3年間に於いて、その属する（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1号に規定する世帯をいう。以下同じ。）世帯の世帯員全員が本市に住所を有していないものをいう。
- (2) 世帯責任者 主として世帯の生計を維持している者として、当該世帯から申告されたものをいう。
- (3) 定住 本市に永住の意思をもって居住し、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、本市に生活の根拠があることをいう。
- (4) 住宅 自己の所有に係る家屋で次のいずれかに該当するものをいう。

ア 自己の居住の用に供するもの

イ 店舗、事務所その他の事業に供する部分と自己の居住の用に供する部分がある併用住宅にあつては、自己の居住の用に供する部分

- (5) 新築住宅 建築されてから購入の日までの期間が2年未満の住宅をいう。
- (6) 中古住宅 建築されてから2年以上経過した住宅をいう。
- (7) 住宅の取得等 市内に住宅を新築し、又は新築住宅若しくは中古住宅を購入することをいう。
- (8) リフォーム 市内業者を利用して住宅の維持及び機能向上のために行う工事で次に掲げるものをいう。
 - ア 増改築、修繕、補修又はバリアフリー等の工事
 - イ 内壁、床及び天井の模様替え（張替え、塗装等）
 - ウ 耐震性を確保するための工事
 - エ 水道設備及び電気設備等の内部設備改修工事
 - オ 断熱工事、エコリフォームその他市長が認める工事
- (9) 市内業者 市内に事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、移住者の属する世帯の世帯責任者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に転入した日において、60歳未満の者、かつ、申請日において当該転入した日から起算して5年が経過していない者。
- (2) 住宅の取得等（取得等に係る費用（土地の取得に要する費用を除く。）が200万円以上のものに限る。）又はリフォームを行う者
- (3) 居住地の自治公民館に加入する者
- (4) 市税に滞納がない者

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 住宅を新築し、又は新築住宅を購入した場合 70万円（住宅の新築が市内事業者と工事請負契約を締結して行う場合にあっては、100万円）
- (2) 中古住宅を購入した場合 50万円
- (3) リフォームを行った場合 リフォームに係る費用の2分の1以内の額とし、20万円を限度とする。
- (4) 中古住宅を購入し、リフォームを行った場合 50万円に前号に定める額を加算した額
（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、枕崎市移住者住宅確保支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯員全員の戸籍の附票の写し
- (2) 建物登記事項証明書
- (3) 住宅の取得等に係る工事請負契約書の写し又は住宅売買契約書の写し
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) 市税に滞納がないことを証する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 リフォームに係る補助金の交付申請がある場合にあっては、前項各号に掲げる書類に次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

(1) リフォームに係る工事請負契約書の写し又は領収書の写し

(2) リフォームの内容が分かる図面、写真等

(補助金の交付の決定及び確定の通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容及び関係書類を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、及び交付すべき補助金の額を確定し、枕崎市移住者住宅確保支援補助金交付決定及び交付確定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

(補助金の返還)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が転入の日から5年以内に生活の本拠を他の市区町村に移すこととなったとき又は補助金の交付に係る住宅を譲渡したときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項の場合における返還額は、補助金の額から、補助金の額に入居年数（その年数に7月以上1年未満の端数があるときはこれを1年とし、7月未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）を5で除した数を乗じて得た額を差し引いた額（1万円未満の端数はこれを切り捨てる。）とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に本市に転入した者が同日以後に行う住宅の取得等及びリフォームに係る補助金について適用する。

- 2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付及び補助金の額の決定を受けた住宅の取得等及びリフォームに係る補助金については、その交付の日までその効力を有する。
- 3 前項の規定にかかわらず、第7条の規定は、令和13年3月31日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

枕崎市長 殿

申請者

住所

氏名 印

枕崎市移住者住宅確保支援補助金交付申請書

枕崎市移住者住宅確保支援補助金の交付を受けたいので、枕崎市移住者住宅確保支援補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 _____ 円

2 転入年月日 _____ 年 月 日

3 居住開始年月日 _____ 年 月 日

4 世帯の状況

区 分	氏 名	続柄	年 齢	備 考
<u>世帯責任者</u>				
世帯員				

4 住宅の取得等の区分（いずれかに☑をしてください。）

☐新 築 ☐新築住宅の購入 ☐中古住宅の購入

5 住宅の取得等の額 _____ 円

6 リフォームの有無（いずれかに☒をしてください。） ☐有☐無

7 リフォームの額 _____ 円

8 添付書類

(1) 世帯員全員の戸籍の附票の写し

(2) 建物登記事項証明書

(3) 住宅の取得等に係る工事請負契約書の写し又は住宅売買契約書の写し

(4) 誓約書

(5) 市税に滞納がないことを証する書類

(6) その他市長が必要と認める書類

9 リフォームを実施した場合に追加する添付書類

(1) リフォームに係る工事請負契約書の写し又は領収書の写し

(2) リフォームの内容が分かる図面、写真等

（同意欄）

申請内容確認のため、市税の納付状況について、担当職員が関係部署に報告を求めることに同意します。

住所

氏名

印

※ 同意欄に署名押印がある場合は、市税に滞納がないことを証する書類の添付は必要ありません。

様式第 2 号（第 5 条関係）

誓 約 書

私は、枕崎市の住民として _____ 公民館に加入しており、
定住の意思を持って居住します。

なお、枕崎市移住者住宅確保支援補助金交付要綱第 7 条第 1 項に該
当することとなったときは、同条第 2 項の規定により市長が指定する
金額を返還します。

年 月 日

申請者

住所

氏名

印

枕崎市長 殿

様式第 3 号（第 6 条関係）

第 号

年 月 日

様

枕崎市長



枕崎市移住者住宅確保支援補助金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった枕崎市移住者住宅
確保支援補助金については、次のとおり決定したので、枕崎市移住者
住宅確保支援補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定及び確定額 _____ 円
- 2 交付決定に付した条件

枕崎市移住者住宅確保支援補助金交付要綱第 7 条第 1 項に該当す
ることとなったときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還
すること。